入札説明書等に関する質問書に対する回答

■実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	（要求水準書）	原卵の取り扱い									実施方針に関する質問回答NO17及びNO66によりゆで卵に使用する卵は原卵を想定されていますが、原卵は使用前に殺菌、消毒を行いますか。	使用前の殺菌・消毒はしないものと考えてください。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	入札説明書	事業方式	2	Ⅰ	5	(2)					特別目的会社(SPC)の本社は、事業地を本社住所とすることは可能でしょうか。	可能です。 ただし、様式1 出資者誓約書の様式において、「7. 当社らは、事業契約上の市と運営事業者の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、運営事業者について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。」と記載されることから、事業期間終了後は、別の所在地に移転登記して頂く可能性があります。
2	入札説明書	入札参加者に関する条件	4	Ⅱ	1	(1)					建設コンソーシアム協力企業の請負次数に制限はありますか。	制限はありません。
3	入札説明書	共通の入札参加資格	5	Ⅱ	2	(1)	①				(1)共通の入札参加資格のうち、①平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿」に登載されていること。は削除していただけないでしょうか。弊社ではこの条件を満たしておりませんが、これまでの経験とノウハウを活かした提案で貴市に是非貢献したいと考えております。入札参加資格確認書類として提出する書類によって、提案者の基礎的な企業情報、登記、財務、納税等の状況も確認できると思われますので、①の条件を満たさない場合でも現実的には特に問題は無いとも思われます。	原案のとおりとします。
4	入札説明書	入札参加者に関する条件	7	Ⅱ	2	(2)	③	ウ			電気工事及び管工事の総合評定値が600点以上の企業をコンソーシアム協力企業として明示する必要はありますか。	入札参加者の備えるべき参加資格要件は、コンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業となる場合の要件です。したがって、当該要件に該当する企業の場合でも、下請け企業等として参画する場合は、コンソーシアム構成員若しくは協力企業とする必要はありません。

5	入札説明書	入札参加者に関する条件	7	Ⅱ	2	(2)	③	ウ			また、上記の明示をしない場合は参加資格なしとなりますか。	回答No.4をご確認ください。
6	入札説明書	入札参加者に関する条件	7	Ⅱ	2	(2)	③	ウ			また、上記の明示をしない場合で参加資格ありとなれば何点の減点がありますか。もしくは明示した場合の加点があれば何点でしょうか。	回答No.4をご確認ください。
7	入札説明書	入札に関する事項	10	Ⅳ	1	(3)					第一次審査書類については、「Ⅷ入札書類」を参照とありますが、該当ページにその項目が見当たりません。参加資格審査書類と第一次審査書類は同一の書類との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書を修正します。
8	入札説明書	入札予定価格	13	Ⅳ	3						入札額が予定価格内に納まっていれば、建設請負契約の予定価格と管理運営業務委託契約の予定価格は参考との認識でよろしいでしょうか。あるいは建設請負契約、管理運営業務委託もそれぞれの予定価格内に納まっている必要があるでしょうか。	後者となるよう入札額を調整してください。
9	入札説明書	立地条件等（アレルギー対応食）	15	Ⅵ	1		①	ウ			アレルギー対応食について、除去食を1品目程度追加する･･･との記載がありますが、1品目追加した場合も、提供方法は1形態との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	業務の委託	16	Ⅵ	4						市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。とございますが、入札参加資格者の備えるべき要件と同程度の能力を有する企業であれば、その他の合理的な理由が無い限り、基本的には市の承諾は得られるとの認識でよろしいでしょうか。	提案書に示されたとおり、各企業が業務を担当してもらうこととなります。提案書に記載されたとおりに担当できないやむを得ない理由がない限り、他の企業が業務を担当することは市が承認しないものとお考えください。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	要求水準書	インフラ整備状況	5	Ⅱ	2	(5)	①～⑤				関係各課との事前協議は提案前に実施してよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	要求水準書	地盤状況	5	Ⅱ	2	(6)					参考資料5　地盤調査結果において調査地点A，Bの表層から中間層に地盤の差異が見受けられます。より詳しい情報を入手するため、柱状図に記載される川崎地質株式会社に問い合わせを行う事は可能でしょうか。	当該事業者への問合せは原則として行わないでください。なお、申し出により、市で行った土質調査結果の閲覧は可とします。
3	要求水準書	ゾーニング計画	7	Ⅱ	4	(1)	①	ア	a		出入り口は2か所とも、配送車や給食関係者車両が使用することは可能でしょうか。	近隣に配慮し、敷地南側出入り口は、配送車両の出入り等として通常は使用しない想定です。
4	要求水準書	ゾーニング計画	7	Ⅱ	4	(1)	①	ア	f		隣接敷地側からの離れについて、「外壁面」から7m離隔確保とありますが、樋・庇・屋外階段は非該当と考えてよろしいでしょうか。	樋・庇は非該当としますが、離隔の意図が近隣施設への配慮のため、屋外階段はこれに該当するものとお考えください。
5	要求水準書	災害時の避難動線	7	Ⅱ	4	(1)	①	ア		h	敷地内ゾーニング計画における災害時の避難動線とは、具体的にどのような避難を想定した動線ですか。災害の際、建物の各出入口から敷地の各出入口へと到達することを目的とした動線と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

6	要求水準書	敷地内への進入出に対する視認性	7	Ⅱ	4	(1)	①	ア		i	進入、退出どちらに対しても視認性が必要ですか。どちらか一方に関しては監視カメラ等での対応は可能ですか。	監視カメラ等での対応については事業者の提案によりますが、進入、退出のいずれについても市事務室からの視認性を確保する計画としてください。
7	要求水準書	平面計画・断面計画	8	Ⅱ	4	(1)	②	f			野菜切栽室、揚物・焼物・蒸し物調理室及び煮炊き調理室を通路等から見学とありますが、加熱機器上部にはフードを設けることが多く、見学しにくいことも考えられます。そのような室にあっては、通路からではなくカメラ等での見学も可能でしょうか。	カメラ見学とする提案も可能です。 なお、煮炊き調理室等の主要な調理室は可能な範囲で直接見学できる計画としてください。
8	要求水準書	ゾーニング計画	10	Ⅱ	4	(1)	④	ウ	c		駐輪場の指定台数がございましたらご教示ください。	指定台数はありません。
9	要求水準書	身障者用駐車スペース	10	Ⅱ	4	(1)	④	ウ		c、d	来客用5台の内で身障者用駐車スペースを含むと考えてよろしいですか。	含まれないものとお考え下さい。
10	要求水準書	電気設備	11	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(ア)	i	高所にある器具に関しては、交換が容易に可能となる計画とするとありますが、LEDを使用し長期に渡り交換を行わない計画も可能でしょうか。	可能ですが、将来的に交換が必要になった場合でも問題なく対応可能な計画としてください。
11	要求水準書	電気設備	11	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(ア)	i	高所にある器具に関しては、交換が容易に可能となる計画とするとありますが、非常灯や非常灯のバッテリーも含まれますか。	含まれるものとお考えください。

12	要求水準書	電気設備	11	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(イ)	b	「市職員用とその他用の使用電力量が把握できるよう子メーターを設置する。」とありますが管理用のメーターを設置し、演算で使用量を把握する提案は可能でしょうか。また、	可能です。 ただし、使用電力が市事務所内で確認できる計画としてください。
13	要求水準書	電気設備	11	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(イ)	b	本事業は施設内で課金対象になるものがない為、検定付のメーター導入されても、計量法による計器の更新は不要という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	光熱水費	11	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(イ)	b	「光熱水費は、市職員事務用も含め、すべて事業者の負担」とありますが、光熱水費の単価を御教示ください。	事業者の同種事業実績等よりご提案ください。
15	要求水準書	電気設備	12	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(ケ)	－	防犯用として設置する監視カメラ、作業モニタリング用の監視カメラ、調整池を監視するカメラは、同一システムとして、市事業者の両方でモニター監視できる構成は可能でしょうか。	可能です。
16	要求水準書	給水、給湯設備	13	Ⅱ	4	(3)			(イ)	a	必要なときに80℃以上の熱湯が供給できる設備を有していれば、常時80℃を供給しなくても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	機械設備	14	Ⅱ	4	(3)	②	イ	(エ)	a	排水設備で除害施設にグリストラップと同等の機能を有すればグリストラップを設けない提案は可能でしょうか。	可能です。

18	要求水準書	機械設備	14	Ⅱ	4	(3)	②	イ	ェ	a	グリストラップを介すること　とありますが、排水処理設備の性能発揮に支障がない場合は、設置は事業者の判断と考えてよろしいでしょうか。	回答No.17をご参照ください。
19	要求水準書	機械設備	14	Ⅱ	4	(3)	②	イ	(エ)	d	「除害施設は、建物と分離して設ける」とありますが、除害施設の排水槽は分離し、ブロアーや脱臭装置を設置する機械室は、建物と一体とする計画は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
20	要求水準書	機械設備	15	Ⅱ	4	(3)	③	－	(ア)	b	吸気口、排気口に備える防虫ネットは、格子幅1.5mm以下のものとするとありますが、ガラリの位置によっては、防虫ネットの清掃が難しく、防虫ネットが詰まり換気量が不足する可能性があります。ダクト内に清掃が容易なフィルターユニット等を設置し防虫対策を施せば、メッシュ幅を変更する提案は可能でしょうか。	必要な防虫対策を施すことを前提に、事業者の提案によるものとします。
21	要求水準書	機械設備	15	Ⅱ	4	(3)	③	ァ	b		防虫ネットは格子1.5mm以下とする　とありますが、給気口及び排気口にフィルターを介する場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	回答No.20をご参照ください。
22	要求水準書	主要施設の概要	15	Ⅱ	4	(4)					主要施設の概要に記されている室名は厳守でしょうか。衛生基準に配慮した上で室を分離したり、同室とする提案は可能でしょうか。	原則、主要諸室の概要に記された諸室は計画してください。ただし、運用実態に即した効率的な施設計画等の合理的な理由がある場合は、衛生管理上問題がない範囲で提案してください。

23	要求水準書	廃油の回収	16	Ⅱ	4	(4)	①	ア	(サ)		実施方針に関する質問回答NO19により油の納品はローリー車納入とするが追記されましたが、回収もローリー車と考えてよろしいでしょうか。 ローリー車回収の場合、fの油の缶を置けるスペースは必要でしょうか。また、回収が缶の場合、回収用の缶は市でご用意いただけると考えてよろしいでしょうか。	ローリー車回収を基本と考えていますが、事業者の提案によるものとします。 一斗缶での回収をご提案いただく場合は、必要に応じて設置スペースを計画してください。 市で一斗缶を用意する予定はありません。 なお、再利用予定の油の保管等において、アレルギー対応食で使用する油が一般食で使用するものと混ざらないようコンタミリスクを排除する計画としてください。
24	要求水準書	主要設備の概要	16	Ⅱ	4	(4)	①	サ			廃油の回収についてもローリー車と考えてよろしいでしょうか。	回答No.23をご参照ください。
25	要求水準書	コンテナ室	17	Ⅱ	4	(4)	①	ウ	(イ)	c	「洗浄したコンテナを消毒保管するための所要の仕様・設備を備える」とありますが、コンテナを食器用・食缶用と明確に分ける場合は、食器用コンテナ分のみ消毒装置を設けるとの理解で宜しいでしょうか。 また、食缶用コンテナは、洗浄後アルコールなどによる消毒殺菌する運用で宜しいでしょうか。	前段について、本来は、食缶用コンテナについても消毒装置を設けることを想定していましたが、ご質問の方法でも可とします。 後段について、ご理解のとおりです。適切な殺菌消毒が可能な計画としてください。
26	要求水準書	設計要求水準	19	Ⅱ	4	(4)	②	ア	(ア)	c g	(ア)市職員事務室のc.来客対応面談スペースとg.昼食等で休憩利用できるスペースは共用しても構わないでしょうか。ご教示下さい。	別途計画してください。

27	要求水準書	設計要求水準	20	Ⅱ	4	(4)	②	イ	(ア)		玄関は、市職員及び外来者用と事業者用と区別した提案としても構わないでしょうか。ご教示下さい。	問題ありません。
28	要求水準書	設計要求水準	22	Ⅱ	4	(5)	④	イ	(ア)	c	イ(ア)食材用冷凍庫・冷蔵庫も、ア(ア)冷凍庫・冷蔵庫と同様に適宜パススルー式を導入する。と理解してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	業務内容	27	Ⅱ	7	(2)	⑧	エ			建築確認申請等の手続きを民間審査機関へ提出することは可能でしょうか。	本施設の建築基準法に基づく申請は、建築基準法第18条の適用を受けるため、指定確認検査機関への提出はできません。なお、構造計算適合性判定が必要な場合は、指定構造計算適合性判定機関への提出が必要となります。
30	要求水準書	準備調査	28	Ⅱ	8	(1)	⑤	ア	－	－	「敷地内に現存するものに手を加える(撤去、伐採を行う等)際には、事前に市及び関係機関に確認を行い、届出等手続きが必要な場合には滞りなく行うこと」とありますが、既存樹木を伐採撤去する場合でも、関係機関に確認や届出が必要になるのでしょうか。	敷地内の既存樹木の伐採については、関係機関への届出は不要です。
31	要求水準書	運営備品等調達業務	30	Ⅱ	10	(1)	⑨				食器の模様及び柄等は、メーカーの規格の中から選定できると判断してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	運営備品等調達業務	31	Ⅱ	10	(2)	②				コンテナには、献立に応じて添物(ヨーグルト、デザート等)を積載する。とありますが、高性能断熱食缶の中ではなく、袋等で積載するという事でしょうか。ご教示下さい。	その日の食缶の使用状況、また添物の種類により、食缶を使用する場合もあれば袋を使用する場合も考えられます。

33	要求水準書	運営備品等調達業務	31	Ⅱ	10	(1)	⑩				表Ⅱ-5　配膳器具仕様一覧のミニ食缶配送用カゴとありますが、P55、12、(1)、③、ウにアレルギー対応食は主食、副食、デザート類を1セットにして、食器と合わせて配送とする。とありますので、ミニ食缶配送用カゴではなく自由提案で構わないでしょうか。ご教示下さい。	自由提案で構いません。
34	要求水準書	業務従事者の要件等	35	Ⅳ	1	(3)	①				連絡が円滑に行える体制が整備でき、有資格者が不要であれば、維持管理責任者が、常駐しない提案も可能でしょうか。	可能です。
35	要求水準書	関係法令等の遵守	35	Ⅳ	1	(5)					建築保全業務共通仕様書及び文部科学省保全業務仕様書に記載されている点検周期は仕様外とし、事業者提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、建築保全業務共通仕様書及び文部科学省保全業務仕様書等の基準類に準拠し、記載される点検周期以上の点検を実施する必要があります。
36	要求水準書	事業期間終了時の要求水準等	36	Ⅳ	1	(12)					機能及び性能が維持されていれば経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	適切な維持管理を行わないことが理由で進んだ経年劣化まで許容されるとは考えておりません。
37	要求水準書	清掃業務	42	Ⅳ	6	(2)	④				清掃記録は全て電子データ化し保管するとあるが、保管方法はCD等でよいのかご教示下さい。	CD等を想定していますが、具体的には事業者選定後の協議によります。
38	要求水準書	床・壁・天井	42	Ⅳ	6	(3)	③	ア			ポリッシャーがけ等清掃及び消毒は、年3回（学校における長期休業時）必ず行わなければならないということではなく、衛生的な調理環境を維持するのに適切な頻度を設定し、長期休業期間中に実施すればよい、との認識でよろしいでしょうか。	長期休業期間となる夏季休業、冬季休業及び春季休業の年3回は必ず実施する計画としてください。

39	要求水準書	清掃業務	42	Ⅳ	6	(3)	③	ア	b		給食エリアの定期清掃の実施は休暇期間であればいつ作業を実施しても良いのかご教示下さい。	具体的には市と協議の上決定するものとお考えください。
40	要求水準書		42	Ⅳ	6	(3)	③	ア	－	b	給食エリアの定期清掃で床・壁・天井は年3回とありますが、衛生状態の確保が確認されていれば、回数を変更する提案は可能でしょうか。	回答No.38をご参照ください。
41	要求水準書	給水、給湯設備	43	Ⅳ	6	(3)	③	ウ	b		定期点検は、長期休業（夏休み、冬休み、春休み）ごとに1回ずつ年3回、水道法の基準について行う。とありますが、水道法第三十四条の二第二項および水道法施行規則第56条第二項に定める「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」の「別表第一」に準じた点検を事業者にて実施すれば宜しいのでしょうか。また、登録検査機関の検査は、「兵庫県簡易専用水道事務取扱方針」の第4に記載の通り1年以内ごとに1回で宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段について「兵庫県簡易専用水道事務取扱方針」は本市で承知していないものであるため、回答致しかねますが、定期点検の実施回数は原案のとおり長期休業（夏休み、冬休み、春休み）ごとに1回ずつ年3回、水道法の基準について行ってください。
42	要求水準書		43	Ⅳ	6	(3)	③	ウ	－	b	「学校の長期休業期間中に受水槽の水抜き及び清掃を実施する」とありますが、槽内の清掃は年1回とし、水抜き及び受水槽の周辺清掃を年3回実施すれば宜しいのでしょうか。	要求水準書修正版をご確認ください。 また、回答No.41も併せてご確認ください。
43	要求水準書	防鼠・防虫	43	Ⅳ	6	(3)	⑤				学校の長期休業ごとに1回ずつ年3回行う。とありますが、害虫の発生が無いことが確認できれば、環境負荷軽減も考慮し、実施しない提案も可能でしょうか。	害虫等の発生の有無にかかわらず，定期的に駆除を実施し，鼠や昆虫の繁殖場所の排除等、常に良好な状態に保つものとしてください。また、発生が確認された際は、その都度対応してください。

44	要求水準書	防鼠・防虫	43	Ⅳ	6	(3)	⑤	－	－	－	「鼠・害虫等の駆除を学校の長期休業毎に1回ずつ3回行う」とありますが、害虫等の発生が無く、駆除対象がない場合は、点検の結果、発生の無い旨を報告することで、駆除を行わないとすることは可能でしょうか。	回答No.43をご参照ください。
45	要求水準書	清掃業務	44	Ⅳ	6	(4)	カ				廃棄物の処理方法、回収方法及び頻度については、事業者の提案によるとあるが、現時点で制限があるのかご教示下さい。	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則を遵守した提案をしてください。
46	要求水準書	警備業務	44	Ⅳ	7	(1)	②	－	－	－	毎月の警備状況の報告は、翌月５日(休日の場合にはその翌日)までに施設管理担当者に提出するものとするとありますが、異常事態が発生した場合以外は、管理運営業務委託契約書(案)9ページ第28条(業務報告)の維持管理・運営業務に関する月報と合わせ毎月7日以内に提出とすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
47	要求水準書	学校配膳室業務	52	Ⅴ	6	(1)					表Ⅴ-5配膳室の設置階において、山手中学校以外の中学校が全て1～3階の3室設置となっておりますが、ダムヴェーター等の小荷物専用昇降機、又はエレベーターの設置はございますでしょうか。 設置が無い場合は、2階、3階へ食器や食缶等を配膳員が手運びするとの理解でよろしいでしょうか。	複数階の配膳室には、原則として小荷物専用昇降機を設置予定です。
48	要求水準書	アレルギー対応食	55	Ⅴ	12	(1)	③	ウ			アレルギー対応食の主食はセンターから配送するのでしょうか。	主食は全て学校に直接納品されます。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	参考資料2、4										CADデータをいただけないでしょうか。	参考資料2及び4の作成にあたって、元としたCADデータを、申し出により個別に提供いたします。 また、新設道路の計画断面図の提供も可能です。
2	参考資料9	献立について									フライヤー（揚物機）とスチームコンベクションオーブン（焼物機・蒸物機）が同時に稼働する献立は無いように見受けられますが、同時稼働は無いものとして宜しいでしょうか。	同時稼働可能な計画としてください。
3	参考資料9	献立									30日の献立で『ちゃんこ』がありますが、その中で、冷凍うどん(37g)が入っていますが、通常の、きつねうどん等の献立はありますでしょうか。また、その場合の一人うどん(何g)量をお示しください	うどんの献立は考えられますが、米飯等の主食との併用となります。分量はその時々の栄養価等のバランスの中で検討することになります。
4	参考資料11										最大クラス数について、要求水準書案回答の別紙1と差異がある学校があります。陵南中は1クラス、平岡南中は2クラス多くなっています。どちらで想定すればいいか、ご教示下さい。	参考資料11はあくまで配膳室設計時の検討条件であるため、要求水準書（案）に関する質問書に対する回答の別紙1のクラス数で想定してください。 （配膳室設計時にはH29～H41の最大クラス数で想定していたため若干違いが生じています。） 要求水準書（案）に関する質問書に対する回答の別紙として示した内容を、再度別紙1別紙2として掲載しますのでご参照ください。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	落札者決定基準	入札書類審査	7		3	(3)					表2　性能審査加点項目の評価基準→施設整備→その他→施設整備に関する体制及びモニタリングにおいて、加古川市内業者又は準市内業者をコンソーシアム協力企業とした場合は1企業当たり何点の加点がありますか。	市内業者等のコンソーシアムへの参画については、事業計画→地域社会、地域経済への貢献にて評価することになります。 なお、1企業あたり何点という指標はなく、加点項目に応じた提案内容のバランスより審査します。
2	落札者決定基準	性能審査	8		3	(3)					表2　性能審査加点項目の評価基準　修繕・更新計画 様式I-5修繕・更新年次計画表のうち、事業期間終了以降の計画はあくまで参考であって評価対象外との認識でよろしいでしょうか。評価対象である場合には、費用と提案内容をどのような基準で評価されるのでしょうか。	様式I-5修繕・更新年次計画表における事業期間終了後の修繕・更新計画は、あくまで参考とお考え下さい。 ここで示された事業終了後の修繕・更新費用のみで評価されるものではありませんが、事業期間終了後も見据えた効果的かつ具体的な計画となっているかは評価対象となります。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	様式集	提出書類一覧表									提案書Ⅷ(提案価格等提案書)の様式№I-5の枚数制限が1となっておりますが、様式I-5には必要な枚数に記入してください。と記載されています。どちらが正しいでしょうか。	枚数制限は任意として様式集を修正します。
2	様式集	提出書類一覧表の提案書Ⅳ、G-1・G-2「面積表・仕上表」の用紙サイズ			3	(1)	①				提出書類一覧表では用紙サイズはA3と指定されていますが、様式G-1、G-2のサンプルデータではA4サイズになっています。 A4サイズとして考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。A4として様式集を修正します。
3	様式集	様式H-I									1　収入欄の「サービス購入費A」は「請負代金額」、「サービス購入費B」は「サービス購入費A」、「サービス購入費C」は「サービス購入費B」、「サービス購入費D」は「サービス購入費C」の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
4	様式集	修繕・更新年次計画表									事業期間終了以降【参考】の修繕・更新年次計画表の評価はどのような基準で行われるのかお示しください。	落札者決定基準回答No.2をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■基本協定書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	基本協定書（案）	様式1　出資者誓約書		5条	1						入札書類に示していない第三者が業務委託先として市の承諾を得ている場合、本誓約書第3項の条件を満たしており、その他の合理的な理由も無ければ、基本的にはその企業への株式譲渡は承諾されるとの認識でよろしいでしょうか。	株式の譲渡先がSPCの業務委託先企業である場合は、当該企業が構成員としての資格を得ることになる点も踏まえ、その都度慎重に承認の可否を審査判断します。
2	基本協定書（案）			7条	7．8						かかる違約金の支払義務を連帯して負担することを要しないものとする。とございますが、違約金支払義務発生の帰責者以外は、違約金支払義務を負わないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■基本契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	基本契約書（案）	－	1								本契約書は市と運営事業者等との契約であり、建設コンソーシアム協力企業は対象外とのお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本契約書（案）	維持管理・運営業務	6	16条	2						履行保証保険を付保する場合、施設運営企業が保険を付保すればよろしいでしょうか。	第三者賠償責任保険は、施設運営企業が保険契約者となることも可能ですが（管理運営業務委託契約書第19条第3項）、履行保証保険は運営権者が保険契約者となることを求めています（管理運営業務委託契約書第7条第1項）。
3	基本契約書（案）	維持管理・運営業務	7	19条	2						本事業に係る問題の調整に努めるものとする。とございますが、要求水準書及び事業者提案の範囲内で努めればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本契約書（案）	解釈	8	21条	2						解釈の優先順位で、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書の次に来るのではないでしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）を修正します。
5	基本契約書（案）	事業者の交替等による増加費用	12	35条							増加費用の支払義務は、増加費用発生の帰責者以外は、支払義務を負わないとの解釈でよろしいでしょうか。	運営事業者等は帰責事由にかかわらず支払い義務を負担するものとお考え下さい。

6	基本契約書（案）	談合等不正行為による解除	14	37条	3						第37条第1項及び第2項各号のいずれかに該当し事業契約が解除された場合には、本項で定める賠償金の他に、管理運営業務委託契約又は建設請負契約上の違約金の支払義務も生じるということでしょうか。	二重の負担は不要です。
7	基本契約書（案）	談合等不正行為による解除	14	37条	3	(2)					第1項第5号は第1項第4号の間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約書（案）を修正します。
8	基本契約書（案）	談合等不正行為による解除	14	37条	4						運営事業者等は共同連帯して賠償金の支払義務を負うこととされておりますが、帰責の無い企業に賠償金の連帯支払義務を負わせることは、事業者にとって過大なリスクとなり本事業への取組が困難となります。連帯して支払義務を負担することを要しないものとする。としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり連帯しての支払い義務を不要とし、基本協定書と平仄を合わせます。
9	基本契約書（案）	談合等不正行為による解除（賠償金支払についての共同連帯義務）	14	37条	4						賠償金支払についての共同連帯義務を削除していただけませんか。 事業者各企業が、独禁法違反や暴対法違反による事業契約解除事由に該当する行為を行うことに対して、他の事業者がその行為を予見し、抑止する行動をとることは困難です。 契約解除事由を引き起こした当該企業が賠償金支払義務を負うことは理解できますが、共同連帯での賠償金支払義務は非常にリスクが大きいと認識しております。 本事業への参画可否に関わりますので、ご検討をお願いします。	ご指摘のとおり連帯しての支払い義務を不要とし、基本協定書と平仄を合わせます。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■管理運営業務委託契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	管理運営業務委託契約書（案）	契約の保証	2	1章	7条	1	(3)				「・・・又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社」とありますが、これは対応不可能な選択肢であり、間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。次のとおり修正します。「（3）本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関の保証 」
2	管理運営業務委託契約書（案）	契約の保証	2	1章	7条	1	(4)				履行保証保険を付保する場合、施設運営企業が保険を付保すればよろしいでしょうか。	基本契約案回答No.2をご参照ください。
3	管理運営業務委託契約書（案）	契約の保証	2	7条	2						保証金額又は保険金額は、年間のサービス購入費の100分の10以上の額・・・とありますが、履行保証保険契約の締結にて契約を保証する場合、1年ごとの契約であるか。又は平成47年7月31日までの15年間で年間のサービス購入費の100分の10以上の額を保証する契約で良いのか、ご教示ください。	1年ごとの契約とお考えください。
4	管理運営業務委託契約書（案）	第8条（事業日日程及び事業費内訳）	3	1章	8条	2					運営期間は、本施設の引渡し日翌日からとありますが、引渡し日当日ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	管理運営業務委託契約書（案）	解釈	3	1章	11条	2					解釈の優先順位で、実施方針等に関する質問に対する回答は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書の次に来るのではないでしょうか。また、募集要項は入札説明書の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。管理運営業務委託契約書（案）を修正します。

6	管理運営業務委託契約書（案）	画書及び運営業	8	4章	26条	1					初年度は給食運営開始の60日前までに提出すればよろしいでしょうか。	第20条第2項において、運営事業者は、維持管理・運営業務計画書等を、給食運営期間開始日の60日前までに提出することとしています。ここで提出を求める文書には、運営開始の属する事業年度の維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書を含むものとします。
7	管理運営業務委託契約書（案）	運営に関する第三者の使用	8	4章	27条						市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。とございますが、入札参加資格者の備えるべき要件と同程度の能力を有する企業であれば、その他の合理的な理由が無い限り、基本的には市の承諾は得られるとの認識でよろしいでしょうか。	提案書に示されたとおり、各企業が業務を担当してもらうこととなります。提案書に記載されたとおりに担当できないやむを得ない理由がない限り、他の企業が業務を担当することは市が承認しないものとお考えください。
8	管理運営業務委託契約書（案）	異物混入・食中毒等	10	4章	2節	31条	6				「第35条0第1項」の0は誤植ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。管理運営業務委託契約書（案）を修正します。
9	管理運営業務委託契約書（案）	維持管理・運営業務の承継	13	6章	2節	40条	3				「事業契約期間満了後1年間、（中略）承継先からの問合わせ対応等のサポート業務を実施する 」とありますが、サポート業務は電話やメール等の対応が中心との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、2、3回の現地対応が必要となることは想定してください。
10	管理運営業務委託契約書（案）	施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則	13	6章	2節	41条	1				修正修繕更新計画は、当初の修繕更新計画で示した金額の範囲内となるように、最大限の努力をして作成することとありますが、施設の性能が維持できれば金額を意識し、修繕内容の変更する計画も可能でしょうか。	要求水準及び提案内容の水準を満たしていれば、可能ですが、変更については市の承諾を得てください。
11	管理運営業務委託契約書（案）	施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則	13	6章	2節	41	2				貴市の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていないと判定された場合でも、貴市の検査による見解と、事業者の見解が異なる場合も考えられます。事業者の意見もご確認いただき、それでもなお貴市において必要と認めるときは、本施設の修繕又は設備の更新を求めることができ、としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

12	管理運営業務委託契約書（案）	運営事業者の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	16	6章	3節	46条	5				著しい損傷が無く、機能及び性能を満足していると判断される状態であれば、貴市の検査において不適合にはならないとの認識でよろしいでしょうか。また、検査の判定において、経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、適切な維持管理が行われた場合にあるべき姿であることについても求められます。 後段のご質問については、適切な維持管理を行わないことが理由で進んだ経年劣化まで許容されるとは考えておりません。
13	管理運営業務委託契約書（案）	運営事業者の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	16	6章	3節	46条	5				貴市の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていないと判定された場合でも、貴市の検査による見解と、事業者の見解が異なる場合も考えられます。事業者の意見もご確認いただき、それでもなお貴市において必要と認めるときは、本施設の修繕又は設備の更新を求めることができ、としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
14	管理運営業務委託契約書（案）	運営事業者の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	16	6章	3節	46条	5				本項は第41条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	準拠しません。
15	管理運営業務委託契約書（案）	市の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	17	6章	4節	50条	3				著しい損傷が無く、機能及び性能を満足していると判断される状態であれば、貴市の検査において不適合にはならないとの認識でよろしいでしょうか。また、検査の判定において、経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	前段のご質問については、適切な維持管理が行われた場合にあるべき姿であることについても求められます。 後段のご質問については、適切な維持管理を行わないことが理由で進んだ経年劣化まで許容されるとは考えておりません。
16	管理運営業務委託契約書（案）	市の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	17	6章	4節	50条	3				貴市の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていないと判定された場合でも、貴市の検査による見解と、事業者の見解が異なる場合も考えられます。事業者の意見もご確認いただき、それでもなお貴市において必要と認めるときは、本施設の修繕又は設備の更新を求めることができ、としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
17	管理運営業務委託契約書（案）	市の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除	17	6章	4節	50条	3				本項は第41条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	準拠しません。

18	管理運営業務委託契約書（案）	法令の変更	20	7章		57条	1				「法令の変更」には法令の新法の施行や法令解釈通達も含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	管理運営業務委託契約書（案）	法令の変更	20	7章		58条	1	(2)			法令により新たに実施が必要となった建物や建築設備等の点検は、建築物の維持管理に関する法令変更に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	管理運営業務委託契約書（案）	減額の対象となる事態	43	別紙7	4	(1)					表　減額の対象となる事態 計画通り維持管理業務を行っていたとしても発生してしまった設備不具合等は、業務不履行レベル1の維持管理・運営業務の未実施、怠慢、レベル2のいずれにも該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	不具合の生じないように維持管理を行うことを要求しています。事業者の提案する維持管理計画を市が承認したとしても、事業者は要求水準を満足するサービスを提供する義務を免れることはありません。
21	管理運営業務委託契約書（案）	減額ポイント	43	別紙7	4	(2)					減額ポイントは、モニタリングによって維持管理業務において加算される減額ポイント、運営業務において加算される減額ポイントがそれぞれ算出されるとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理業務と運営業務に関する対価は一体的に取り扱います。したがって、維持管理業務と運営業務の減額ポイントは合算し、維持管理運営費に乗じて減額する額を算定するものとお考え下さい。
22	管理運営業務委託契約書（案）	業務不履行の場合	43	別紙7	4	(2)	①				業務不履行の場合で、「なお、同一の四半期において、同一事象につき、2回目の改善勧告が通知された場合は、（以下省略）」とありますが、同一の事象であっても原因が同一でない場合は、別事象として見て頂けるのでしょうか。	1回目の事象に対する適切な対策が行われていれば、2回目の事象が防げたようなケースは、原因が異なっていても加算されるべきであると認識します。したがって、原則は同一事象として判断することとします。別事象として判断するためには、事業者側が1回目の事象に対して十分かつ適切な対策を講じたことが条件となります。

23	管理運営業務委託契約書（案）	減額ポイントの支払額への反映	43	別紙7	4	(5)	－	－	－	－	サービス購入費の減額は、本契約別紙2.1(5)で算定したサービス購入費B及びサービス購入費Cとありますが、別紙6.1(3)ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。管理運営業務委託契約書（案）を修正します。
24	管理運営業務委託契約書（案）	減額ポイントの支払額への反映	45	別紙7	4	(5)					減額ポイントの支払額への反映は、維持管理業務において加算された減額ポイントが減額割合に達した場合には、サービス購入料Bの維持管理業務費相当額に減額割合を乗じて、運営業務において加算された減額ポイントが減額割合に達した場合には、サービス料B、Cから維持管理業務費相当額を除いた額に減額割合を乗じて減額する額が算出されるとの認識でよろしいでしょうか。	回答No.21をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書に対する回答

■建設請負契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	建設請負契約書（案）	総則	3	1条	8						解釈の優先順位で、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書の次に来るのではないでしょうか。	ご理解のとおりです。建設請負契約書(案)を修正します。
2	建設請負契約書（案）	請負代金の支払い	13								受注者である設計・監理企業における検査合格とは、基本設計納品合格、実施設計納品合格及び竣工検査合格の3回と考えてよろしいでしょうか。	設計業務の対価支払いに関しては、基本設計と実施設計を区分しておりません。したがって、支払い時期は実施設計納品合格及び竣工検査合格の2回となります。
3	建設請負契約書（案）	瑕疵担保	17								発注者は受注者に対して損害の賠償を請求することができる　とありますが、上限価格の設定について今後協議をすることは可能でしょうか。	上限価格は設定しません。